

1 京都府としての方針（案）

資料2-3

・次期京都府総合計画を受け、住宅政策としても「若者」に対して取り組む方針

知事
マニフェスト

- ・ 知事のマニフェスト(にしわき隆俊のビジョン)において
「若者・現役世代に選ばれる京都づくり」が掲げられている

若者・現役世代に選ばれる京都づくり

いつの時代でも、果敢に新しい課題にチャレンジし、未来を切り拓いてきたのは若者たちでした。若者や現役世代の人たちに、「京都に住みたい」、「京都で働きたい」、「京都で結婚や子育てをしたい」と思ってもらえるようなまちづくりは、ほかのすべての世代の人たちにとっても、魅力を感じてもらえる京都を創り出すことに他なりません。「学生のまち京都」という大きなアドバンテージを活かし、若者が京都に集い、京都という舞台で活躍することのできる環境を整えることにより、府域全体に賑わいと活力をもたらします。

「にしわき隆俊のビジョン」p.4より抜粋

次期
京都府総合計画

- ・ 次期京都府総合計画に盛り込む(9月で中間案、12月にとりまとめ)
従来の住宅の方策に加え、若者・現役世代に選ばれる京都づくり関係の方策を記載予定
- 府営住宅の子育て世帯や新婚世帯の収入基準の緩和や優先入居戸数の増加
- 府営住宅等の空き住戸について、府内への移住を希望する若者や子育て世帯、留学生、クリエイターなどに対して、民間による利活用の取組を進めます。
- 民間賃貸住宅における住宅セーフティネットの取組を促進し、高齢者、障害者、子育て世帯、新婚世帯、外国人、移住者及び若者等が安心して暮らせる賃貸住宅を確保する。

条例の改正等

- ・ これらを受けて条例の改正等を行う
- 京都府営住宅条例の改正:裁量階層の収入基準の緩和
- 京都府府営住宅等ストック活用公民連携事業要綱の改正:使用料の減免
- 京都府賃貸住宅供給促進計画の変更:住宅確保要配慮者の追加

2 住生活基本計画（全国計画）について

・住生活基本計画(全国計画)にも「若者」の孤立を防ぐ居住環境の整備について記載あり

目標2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現

2050年に目指す住生活の姿

- 経済的に余裕のない者を含むあらゆる若年世帯にとっての住まいの選択肢が充実するとともに、多世代間の交流や社会活動への参画など、地域コミュニティとつながりを持ちながら居住することが可能となる
- 子育て世帯がこどもの数、世帯構成の変化等に応じて子育てしやすい居住環境・サービスのある住まいを柔軟に確保することや、共働き世帯が仕事と子育てを両立しやすい住まいを選択することが可能となる

基本的な施策

※当面10年で取り組む施策の方向性(○)、施策例(・)

(若者の孤立を防ぐ居住環境の整備)

- 経済的な不安定さ等の様々な困難を抱える若年単身世帯をはじめ、あらゆる若者が希望に応じて地域とのつながりを持ちながら孤立せず、あるいは社会参加し、自立して生活できる居住環境の整備
 - ・ 空き家や公営住宅等の空き住戸、共同施設のシェア型も含めた有効活用による若年・子育て世帯への住まい・生活サービスの提供、及び住宅団地等において若年単身世帯等も希望に応じて多様なつながりを持てるような環境整備の推進

全国計画にて
「若者」の孤立を防ぐ
居住環境の整備
について記載あり

3 子育て世帯等の収入基準の引き上げ等について

- 「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領について」(令和5年12月26日付国住備第117号)を発出。

「公営住宅を活用した住まいの子育て支援実施要領」概要

公営住宅を活用して、子育て世帯等※が低廉な家賃で優先的に入居できる取り組みを推進することにより、子育て世帯等が子供を産み育てやすい住まいを確保できる環境整備を図る。

子育て世帯等:子育て世帯(18歳未満の子がいる世帯など)及び若者夫婦世帯(夫婦のみでありいずれかが39歳以下の世帯など)

<子育て世帯等に対する優先入居の促進>

- ・子育て世帯等に対する支援は現在の社会情勢に照らし、全国般地域においても共通する重要な課題であり、積極的に取り組んでいただくようお願いする。

<子育て世帯等への入居収入基準における裁量階層の活用について>

- ・子育て世帯等の裁量階層への位置付けについては、より多くの子育て世帯等の応募・入居につながると考えられることから、取り組んでいただくようお願いする。

子育て世帯等:月収21.4万円(収入分位40%)→月収25.9万円(収入分位50%)へ引き上げ

<子育て世帯等の居住に適した住戸の整備>

- ・子育て世帯等に対する優先入居等を行う住戸は、子育て世帯等の居住に適した住環境となるよう配慮することも重要。

<公営住宅ストックの有効活用>

- ・目的外使用による「子育て世帯向け」住戸への活用、子育て世帯向けの住環境整備に資するソフト施策の推進、事業主体のモデル的な取組への国による支援

4 目的外使用の促進について

- 「既存公営住宅における有効活用等について(技術的助言)」(令和8年6月26日付国住備第50号)を発出。

- 「京都府総合計画」見直し中
若者・現役世代に選ばれる京都づくり

1. 柔軟な目的外使用等について(抜粋)

- ① **公営住宅の需要がある地域においても**、例えば以下のような一定の政策目的の実現のために目的外使用が可能であり、**大臣の事前承認を不要とすること**
 - ・公営住宅団地内や地域の活力向上等のため、収入要件を満たさない子育て世帯等を入居
 - ・社会的要請(介護・医療・交通等の人材確保等)に応じ、収入要件を満たさない労働者世帯等を入居
 - ・居住支援等の充実のため、公営住宅を居住支援法人等に貸出
 - ・集会所、コミュニティカフェ、学童保育、売店等の非住宅用途で使用など
- ② 長期間にわたり安定的に事業を実施する予見性の確保が必要となる場合には、複数年の目的外使用も可能であること
- ③ 公営住宅の附帯施設の目的外使用や用途廃止についても可能であること

京都府行政財産使用料条例

(減免)

第3条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(8)前各号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。

子育て支援、地域活性化、産業育成等の公益性のある利用に供する場合の減額を検討

若者の利用に供する場合の免除を検討(EV無し中層階利用の促進を考慮)

- 京都府府営住宅等ストック活用公民連携事業要綱を改正し、多様な主体による目的外使用を促進
 - ・子育て支援、地域活性化、産業育成等の公益性のある利用を促進
 - ・若者の利用を促進。EV無し中層階利用を促進。